

令和元年度
(平成31年度)

学校いじめ防止基本方針

上天草市立今津小学校

目次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	組織の設置等	1
3	基本方針の内容	1
4	いじめの定義	1
5	いじめの理解	3
6	いじめの防止等に関する基本的考え方	3
	(1) いじめの防止	3
	(2) いじめの早期発見	4
	(3) いじめへの対処	4
	(4) 家庭や地域との連携について	4
	(5) 関係機関との連携について	5
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	いじめの防止等のために実施する施策	5
	いじめの防止等のための取組	5
	(1) いじめの防止	5
	(2) いじめの早期発見	6
	(3) いじめへの対処	6
	(4) その他の取組	6
2	重大事態への対処	7
	(1) 学校の設置者又は学校による調査	7
	①重大事態の発生と調査	7
	ア 重大事態の意味について	7
	イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について	7
	ウ 調査を行うための組織について	7
	エ 事実関係を明確にするための調査の実施	8
	オ その他の留意事項	9
	②調査結果の提供及び報告	9
	(2) 再調査	9
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	9
1	基本方針の見直しの検討	9
2	基本方針の公表	9

※ 資料

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、すべての児童に関係する問題であること。
- (2) いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行う。
- (3) すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにならなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたるいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。
- (4) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 組織の設置等

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として『「きらきら今津っ子」育成推進会議』を置く。また、校内において日常的に活動を行う『「きらきら今津っ子」育成推進校内会議』を置く。

3 基本方針の内容

- (1) 学校、家庭、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対応等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定める。
- (2) 本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。
- (3) 家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力の向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証を行う。
- (4) より実効性の高い取組を維持するため、基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直す。

4 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童が集団で行動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極める。
- (2) いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- (3) いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させる。
- (4) 当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- (5) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、『「きらきら今津っ子」育成推進校内会議』において行う。
- (6) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。
- (7) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠された、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。
- (8) インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- (9) いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合に、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- (10) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。
- ・冷やかしからかしい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に市教委及び警察に相談・通報し、連携した対応を取っていく。

5 いじめの理解

- (1) いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。
- (2) いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは単怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならぬ。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである。
- (4) いじめの責任をいじめられる側に求めるものではない。嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。
- (5) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。
- (6) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（いじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとす心を高め合うことの大切さを述べたものである。

(1) いじめの防止

- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げる。
- 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育む。
- 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。
- 学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」との理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。
- 自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが

必要である。

- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図る。
- ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを図る。
- いじめの問題に取り組むことの重要性について保護者や地域等に認識を深め、家庭、学校、地域が一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、すべての職員が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高める。
- いじめは職員の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。したがって、わずかな兆候にも、いじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりするところが無いよう積極的に対応することが必要である。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行い、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 家庭、地域、関係機関と連携して児童を見守る。

(3) いじめへの対処

- いじめが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行う。
- 個々の事案に応じて、家庭や市教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。
- 職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。
- 学校における組織的な対応を可能にする体制の整備を行う。
- いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。
- 表面的には解決したと判断したいいじめも、その後の状況を継続して注視していくことが必要である。
- すべての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できような集団づくりを進めていく。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設け、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を活用し、又は「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐ。

また、より多くの大人が子どもが悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っていかねばならず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携を図り、平素から、学校と市教育委員会及び関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築する。

そのうえで、上天草市学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは、地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童へ適切に周知することなどに取り組む。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

いじめの防止等のための取組

いじめの防止等のために本校が実施する取組は、以下のとおりである。

(1) いじめの防止

○いじめの防止等のための対策が関係機関の連携の下に適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関の連携の強化を図る。

○熊本の心「助けあい、励ましあい、志高く」を大切にし、郷土を愛し、健全な青少年を育成するための風土づくりに向けた取組を進める。

○保護者が、子どもとの規範意識を養うなど、法に規定された保護者の責務等を果たし、子どもと適切に関わることができるよう、「くまもと家庭教育支援条例」の周知や「くまもと『親の学び』プログラム」の実施等を通じた啓発活動を行い家庭教育の支援を行う。

○児童が、学校、家庭及び地域の共通理解の下、地域住民による学校支援活動で様々な人々との触れ合いや豊かな体験の機会等を通じて、他者への理解を深め、自他の命を大切にす心や人権を尊重する態度、物事に感謝する心を身に付けるとともに、社会を生きぬく豊かな心を醸成できるよう、学校運営協議会等を通じて学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを推進する。

○いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実を図り、いじめの防止を含む教育相談を実施する。

なお、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援アドバイザー、いじめ・不登校アドバイザー等の派遣を要請する。

○熊本県少年保護育成条例に基づき、18歳未満の児童生徒が使用する携帯電話等へのフィッシング普及を促進し、学校裏サイト等のコミュニケーション環境の接触を回避させ、インターネット上でのいじめを「しない」「させない」環境づくりに努める。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のサービス利用で児童がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報安全の観点から、情報モラル教育を充実させるとともに、保護者等への啓発を図る。

○児童に、日常を離れた異年齢集団の中での体験活動や交流活動の機会を提供し、自ら主体的に考え、仲間と互いに協力しあって行動するなどの活動を通し

て、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、他者を思いやる心を育てる。

○教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を惹き起こし、深刻化を招く場合もある。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童を傷つけ、又は、他の児童によるいじめを助長する可能性もあることから、校内研修等によって、徹底的にその禁止を図る。

○教職員が豊かな人権感覚を持ち、いじめに対する基本的認識を深め、いじめの防止等に向けた実践的指導力を向上させるため、校内研修等の充実を図る。

○学習発表会、全校集会等における児童を主体とした活動を通して、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる取組の充実を図る。

○学校教育の根幹に人権教育を据え、すべての教育活動を通して道徳教育等を充実させ、様々な体験活動を通して子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続的に推進する。

(2) いじめの早期発見

○いじめに関する通報及び相談を受け付けるための相談機関の周知徹底を図る。

○「心のアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等を活用し、いじめを早期に発見するための定期的な調査等を実施するとともに、教育相談体制を充実させるなどして、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

○いじめを受けた児童と、いじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及び、いじめを行った児童に対する指導又は、その保護者に対する助言を適切に行うことができないようにするため、上天草市学校等警察連絡協議会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。

○いじめの行為が犯罪と思われる場合には、上天草市学校等警察連絡協議会の申し合せ事項による相談基準に基づいて適時適切に相談を行うなど、市教委及び警察との連携・協力体制の整備に努める。

○重大ないじめ事案に対しては、市教委へ速やかに報告するとともに、指示を仰ぎながら必要な措置を速やかに講ずる。

(4) その他の取組

○インターネットを通じて行われるいじめに学校が早期かつ継続的に対処するため、県教育委員会が行うネットパトロール等の報告を受け、該当児童及びその保護者へ指導を行う。

○各種研修会や通知等を通じ、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。

○「心のアンケート」の結果分析や生徒指導担当者会議等での情報共有等を通じて、いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの配付とその活用などによって、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

○校長は、評価者評価において、職員の問題行動等への対応力を把握するとともに、日頃から児童の理解、未然防止や早期発見に加え、いじめの発生を隠さ

ず、迅速かつ適切な対応や取組が行われるよう必要な指導・助言を行う。

2 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、市教育委員会と協議し、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するためを行う。

重大事態が発生した場合、校長を通じて教育長へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、市教育委員会の調査を依頼し必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を要請する。

ウ 調査を行うための組織について

調査組織は、『「きらきら今津っ子」育成推進会議』とする。

ただし、適切な専門家の確保が困難な場合は、市教育委員会から適任者派遣の要請を行う。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止

の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性・合理性を確保する。

(ア) 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査(初期調査)を実施する。

(イ) 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

(ウ) いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。

(エ) 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。

(オ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

(カ) 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

(キ) 調査を迅速かつ適切に進めるため、市教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

工 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を明確にし、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的に実施する。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する(例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その

後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、積極的な支援を行う。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告する。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置を講じる。

また、調査を行う場合においては、市教育委員会から、情報の提供の内容・方法時期等について必要な指導及び支援を受け、状況に応じた適切な対応を講じる。

イ 調査結果の報告

調査結果については、校長は教育長に報告する。

(2) 再調査

市教育委員会から、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると判断された場合は、「上天草市いじめ調査委員会」の再調査を受ける。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の見直しの検討

基本方針について定期的に点検及び必要に応じた見直しを行う。

2 基本方針の公表

学校基本方針及び保護者等へ公表する。